

平成三十年六月十四日提出
質問第三八五号

閣僚等の執務室を直ちに禁煙にすることを求めることに関する質問主意書

提出者 初鹿明博

閣僚等の執務室を直ちに禁煙にすることを求めることに関する質問主意書

本年六月十三日の衆議院厚生労働委員会で、現在、閣僚等の執務室で喫煙ができる部屋は大臣室で二室、副大臣、政務官室で四室と、高木美智代厚生労働副大臣が答弁しました。

現在、政府は、望まない受動喫煙を防止するため、行政機関をはじめとする公共の場を原則屋内禁煙とする健康増進法の一部を改正する法律案を国会に提出しています。

現状では法律で禁止されていないとしても、政府は法案を提出している以上、喫煙者に対して屋内での禁煙に理解を求める立場であり、率先して取組みを進めるべき内閣の一員である閣僚等の執務室で喫煙ができるようでは、国民に示しがつかないと考えます。

以上を踏まえて、以下質問します。

一 喫煙を可能としている執務室がある省庁はどこか、大臣室、副大臣室、政務官室ごとにそれぞれ具体的にお答えください。

二 健康増進法の一部を改正する法律案の審議が始まっている現状を考えると、直ちに政務三役の執務室は全室禁煙にする閣議決定を行うべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。